

・水質・底質に関する法律

ここでは、環境問題に関する法律の中で特に水質汚濁に関係の深いものをまとめました。

環境基本法	平成5年11月19日公布 平成5年法律第91号 地球環境という空間的広がりや将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持つ環境問題に対応するため、公害対策基本法や自然環境保全法に基づく施策の体系を変えて、新たに環境保全の基本理念とこれに基づく基本的な施策の総合的な枠組みを定めています。
水質汚濁防止法	昭和45年12月25日公布 昭和45年法律第138号 健康の保護と生活環境の保全を図るため、工場・事業場から排出された水の規制や生活排水対策の推進、損害賠償の無過失責任等を定めています。 (関連する県条例) * 福島県：生活環境の保全等に関する条例 * 新潟県：水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 * 長野県：公害の防止に関する条例、水環境保全条例 * 富山県：大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 * 石川県：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例 * 岐阜県：水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例
河川法	昭和39年7月10日公布 昭和39年法律第167号 河川について、洪水等による災害発生防止、河川の適正利用、流水の正常機能の維持の観点から総合的に管理することにより、国土の保全と公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的としています。河川管理者を規定し、河川管理に係るさまざまな義務や権限を定めています。
水道法	昭和32年6月15日公布 昭和32年法律第177号 清浄、豊富、低廉な水を供給することによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としています。水道の敷設及び管理を適正かつ合理的に行うための許可や監督に関する事、水道の計画的な整備に関する事等を定めています。また、水道により供給される水に水質基準を定めています。
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	平成6年3月4日公布 平成6年法律第8号 下水道や合併処理浄化槽等の整備といった水質の保全事業を推進することを定めています。
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	平成6年3月4日公布 平成6年法律第9号 浄水処理に伴い副次的に生成する物質(トリハロメタン等)による障害を防止するため、水道水源水域の水質保全を図ることを目的としています。基本方針の策定(国)、指定水域及び指定地域の指定(内閣)

	<p>総理大臣)、水質保全計画の策定(知事)、指定地域における水質保全事業・規制措置等、ならびに生活排水対策等を定めています。</p>
下水道法	<p>昭和33年4月24日公布 昭和33年法律第79号 公共用水域の水質の保全を図るため、除害施設の設置、基準に合わない下水の排除等を定めています。</p>
湖沼水質保全特別措置法	<p>昭和59年7月27日公布 昭和59年法律第61号 国が湖沼水質保全基本方針を定め、緊急な対策が必要な湖沼及びその関係地域を、都道府県知事の申し出によって内閣総理大臣が指定し(指定湖沼、指定地域)、これを受けて知事は湖沼水質保全基本方針に基づいて、5年ごとに指定地域において指定湖沼の水質保全に関して実施すべき計画(湖沼水質保全計画)を定めることを規定しています。尚、指定地域での汚濁負荷量の規制や特定施設による措置によっても対策が不十分な湖沼について、湖沼総量削減計画を定めて汚濁物の総量規制を行うことが規定されています。</p>
環境影響評価法	<p>平成9年6月13日公布 平成9年法律第81号 国の制度として、環境影響評価(環境アセスメント)の具体的な手続き等を規定しています。対象事業の拡大やスクリーニング(個別の事業や地域の違いを考慮してその必要性を個別に判断する仕組み)手続きの導入、スコーピング(早い段階からアセス手続きが開始されるよう調査の方法について意見を求める仕組み)手続きの導入等が、新しく定められています。</p>
ダイオキシン類対策特別措置法	<p>平成11年7月16日公布 平成11年法律第105号 ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき環境基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めています。</p>
水質汚濁に係る環境基準	<p>昭和46年12月28日告示 環境庁告示第59号 環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(「環境基準」)を定めています。また、公共用水域の水質の測定方法や、環境基準の達成期間等についても定めています。</p>
排水基準を定める総理府令	<p>昭和46年6月21日公布 総理府令第35号 水質汚濁防止法により定められた有害物質による排水及びその他の排水の汚染状態についての許容限度(「排水基準」)を定めています。また、検定方法及び施行期日についても定めています。</p>
水道法に基づく水質基準に関する省令	<p>平成4年12月21日公布 厚生省令第69号 水道により供給される水について、検査項目を定め、その分析方法と検定による基準値を定めたものです。</p>

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令	昭和48年2月17日公布 総理府令第5号 金属等を含む産業廃棄物の埋立処分、海洋投入処分に係る判定基準について定めています。また、検定方法についても定めています。
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針について	平成2年5月24日通知 環水土第77号 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図ることを目的として、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう暫定指導指針を定めています。指針中対象とした農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを選定しています。
公共用水域等における農薬の水質評価指針について	平成6年4月15日通知 環水土第86号 空中散布農薬等一時に広範囲に使用されるもので、これまで公共用水域等での水質汚濁に関する基準値等が定められていない農薬について、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安となる指針値を定めています。
地下水の水質汚濁に係る環境基準	平成9年3月13日告示 環境庁告示第10号 環境基本法による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(「環境基準」)を定めています。また、地下水の水質の測定方法や、環境基準の達成期間等についても定めています。
河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の事業の内容について	昭和46年7月24日 建設省河計発254号 水質汚濁に係わる公害防止計画の作成や緊急時の措置に関する連絡体制、水質汚濁防止対策等、河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の業務内容について規定されています。
水質事故時等緊急時における水質汚濁防止連絡協議会の情報連絡通報体制等について	平成6年9月12日 建設省河計発第76号 水質事故等緊急時の情報の連絡通報体制について、水質汚濁防止連絡協議会の対応が定められています。また、水質事故情報伝達訓練及び水質事故現地対策訓練等を定期的実施するよう定めています。
重油流出事故等による河川汚濁の緊急対策について	昭和50年1月8日 建設省河治発第3号 河川に流出した重油等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の資材の常備や関係機関との連絡体制の確立等、重油流出事故が予想される河川についての留意事項が定められています。
毒物及び劇物取締法	昭和25年12月28日公布 昭和25年法律第303号 医薬品、医薬部外品以外の人間に対して強い毒性を有する物質や取扱い上危険を伴う物質に対して、毒物、劇物、特定毒物を規定して、保険衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的として定められています。毒物、劇物、特定毒物を取り扱う者は、これらの物質が盗難にあたり、紛失したり、飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し等が起こることを防止する必要な処置を講ずることが規定されています。

農薬取締法	<p>昭和 23 年 7 月 1 日公布 昭和 23 年法律第 82 号</p> <p>農薬の品質の適正化とのその安全かつ適正な使用の確保を図り、国民の生活環境の保全に寄与することを目的として、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を定めています。</p>
消防法	<p>昭和 23 年 7 月 24 日公布 昭和 23 年法律第 186 号</p> <p>火災又は地震等の災害を予防し、警戒し及び鎮圧することによって、被害を軽減し国民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。製造所、貯蔵所、取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去等の応急の措置を講じることと定められています。</p>
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	<p>昭和 45 年 12 月 25 日公布 昭和 45 年法律第 136 号</p> <p>海洋の汚染、海上災害を防止することを目的とする法律で、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油や廃棄物を排出することを規制し、海洋汚染の防除ならびに海上災害防止のための措置を規定しています。</p> <p>* 有害水底土砂の判定基準</p> <p>海洋汚染防止法では、海洋または海洋に接続する公共水域から除去された土砂(水底土砂)のうち、総理府令で定める判定基準を超えるものを有害水底土砂として、一般の水底土砂と区別し、船舶からの埋立て処分及び海洋投棄処分に関し特別に規定しています。</p>
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	<p>昭和 48 年 10 月 16 日公布 昭和 48 年法律第 117 号</p> <p>難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なう恐れがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性の性状を有するかどうか審査をする制度を設けるとともに、その有する性状等に応じて製造、輸入、使用等について必要な規制を定めています。</p>
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	<p>平成 11 年 7 月 13 日公布 平成 11 年法律第 86 号</p> <p>事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的として、特定の化学物質の環境への排出量の把握等に関する措置(「P R T R : 環境汚染物質排出移動登録」)、ならびに事業者による特定化学物質の性状及び取扱に関する情報の提供に関する措置(「M S D S : 化学物質安全性データシート」)等を定めています。</p>
油濁損害賠償補償法	<p>昭和 50 年 12 月 27 日公布 昭和 50 年法律第 95 号</p> <p>船舶に積載されていた油によって油濁損害が生じた場合における、船舶所有者の責任を明確にし、油濁損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることを目的としています。</p>
悪臭防止法	<p>昭和 46 年 6 月 1 日公布 昭和 46 年法律第 91 号</p> <p>生活環境の保全と健康の保護を図るため、工場及び事業場から発生</p>

	する悪臭物質の規制等を定めています。
下水道整備緊急措置法	昭和42年6月21日公布 昭和42年法律第41号 公共用水域の水質の保全を図るため、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することを目的としています。
環境事業団法	昭和40年6月1日公布 昭和40年法律第95号 公害の防止及び自然公園区域内の自然環境保護、民間団体が行う環境保全に関する活動の支援等環境事業団の業務について定められています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日公布 昭和45年法律第137号 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等について定めています。 * 有害産業廃棄物の判定基準 産業廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍滓、ばいじんについて、有害物質が所定の検定方法によって検定した結果、この判定基準を超えるものを有害産業廃棄物として一般の産業廃棄物と区別し、その処分の方法を特別に規定しています。
廃棄物処理施設整備緊急措置法	昭和47年6月23日公布 昭和47年法律第95号 生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るために、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進することを目的としています。
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	平成4年5月27日公布 平成4年法律第62号 産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発達に寄与することを目的として、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備を、その周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を定めています。
農用地の土壌の汚染防止に関する法律	昭和45年12月25日公布 昭和45年法律第139号 農作物等の生育が阻害されることを防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を目的として、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止、除去ならびにその汚染に係る農用地の合理化を図るために必要な措置を定めています。
水資源開発促進法	昭和36年11月13日公布 昭和36年法律第217号 水源の涵養や河川水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図るため、水資源開発基本計画を定めています。
工業用水法	昭和31年6月11日公布 昭和31年法律第146号 特定の地域について、地盤沈下の防止を図ること等のため、工業用地下水の採取の規制等を定めています。

工場立地法	昭和 34 年 3 月 20 日公布 昭和 34 年法律第 24 号 工場立地が環境の保全を図りつつ適性に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、工場立地に関する準則等を規定しています。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和 46 年 6 月 10 日公布 昭和 46 年法律第 107 号 特定工場における公害防止組織の整備を図り公害を防止するため、公害防止統括者等の制度を規定しています。
公害防止事業費事業者負担法	昭和 45 年 12 月 25 日公布 昭和 45 年法律第 133 号 公害防止に要する費用の事業者負担に関し、公害防止事業の範囲、事業者の負担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他必要な事項を定めています。
公害の防止に関する事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 46 年 5 月 26 日公布 昭和 46 年法律第 70 号 地方公共団体が行う公害防止対策事業に係わる経費に関する国の負担又は補助の割合の特例、その他国の財政上の特別措置について定めています。
公害健康被害の補償等に関する法律	昭和 48 年 10 月 5 日公布 昭和 48 年法律第 111 号 公害健康被害について、被害者等の迅速・公正な保護を図るため、健康被害に対する補償給付や健康被害の予防のための公害保健福祉事業等を定めています。
公害紛争処理法	昭和 45 年 6 月 1 日公布 昭和 45 年法律第 108 号 公害紛争について迅速・適正な解決を図るため、斡旋、調停、仲裁及び裁定の制度を定めています。
自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日公布 昭和 47 年法律第 85 号 自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域の指定、指定地域における開発行為の規制等を定めています。
自然公園法	昭和 43 年 6 月 1 日公布 昭和 32 年法律第 161 号 優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図るため、国立・国定公園(環境省長官)、都道府県立自然公園(都道府県)の指定及び指定地域内における一定の行為の制限等について定めています。
国土調査法	昭和 26 年 6 月 1 日公布 昭和 26 年法律第 180 号 国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化や地籍の明確化を図るために、国土の実態の科学的かつ総合的な調査について定めています。
土壤汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日公布 平成 14 年法律第 53 号 土壤汚染の状況の把握に関する措置およびその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めています。